

# 公益財団法人とつとりコンベンションビューロー競争入札実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人とつとりコンベンションビューロー会計規程（平成7年7月7日規程第4号。以下「規程」という。）第54条第2項の規定に基づき、公益財団法人とつとりコンベンションビューロー（以下「とつとりコンベンションビューロー」という。）が競争入札を行う場合の方法等を定めることを目的とする。

## (競争入札)

第2条 とつとりコンベンションビューローが行う競争入札は、一般競争入札又は指名競争入札とする。

2 指名競争入札は次の各号に該当する場合に限り、これによることができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

## (一般競争入札の公告)

第3条 契約担当者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前に新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。

2 前項の公告においては、入札に参加するのに必要な資格、入札の場所、入札の日時及び次に掲げる事項を明らかにしておかなければならぬ。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 郵便入札の可否
- (5) 開札の場所及び日時
- (6) 入札の目的物の下見場所及びその日時
- (7) その他特に必要と認める事項

## (一般競争入札の入札保証金)

第4条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付させる入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とする。

3 契約担当者は、次に定める場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により定められた資格を有する者であつて、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

- (2) 入札に参加しようとする者が過去2年の間に地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した場合において、その者が契約しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他入札の参加者が契約しないこととなるおそれがないと認められる相当の理由があるとき。

#### (入札の手続)

第5条 入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を作成してこれを封書にし、入札保証金及び必要な書類を添えて指定の日時までに定められた場所へ提出しなければならない。

2 入札者は、入札を郵便により行なうことができる。この場合において、入札書と入札保証金及び書類とは別封にしなければならない。

3 入札者は、入札に関する行為を代理人に行なわせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。

#### (入札書の記載事項の訂正等)

第6条 入札者は、入札書の記載事項についてまつ消、訂正又はそう入をしたときは、これに印をおさなければならぬ。ただし、金額は、これを改めることができない。

#### (予定価格の作成)

第7条 契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

#### (予定価格の決定方法)

第8条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

#### (予定価格の制限価格)

第9条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 前項の規定による最低制限価格は、その予定価格の10分の8から3分の2の範囲において、その都度契約担当者が定めるものとする。

(入札場所の立入制限)

第10条 入札に關係のない者は、入札の場所に立ち入ることができない。

(再度公告入札の公告期間)

第11条 契約担当者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第3条の公告の期間を3日までに短縮することができる。

(落札の通知等)

第12条 落札者が決定したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

2 落札者は、前項の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、当該契約に係る予算の成立前に入札を執行した場合は、予算成立後すみやかに締結するものとする。

(指名競争入札)

第13条 契約担当者は、指名競争に付そうとするときは、指名競争に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。

2 前項の規定により指名した入札者に対しては、入札の場所及び日時並びに第3条第2項に掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第14条 第4条から第10条まで及び第12条の規定は、指名競争入札についてこれを準用する。

(その他)

第15条 契約に関して、規程及びこの要領に定めのない事項については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の例を参考にするものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。